

(1) 事業の沿革

茨城県南水道企業団（旧名称 茨城県南水道組合）は、茨城県の県南地区に位置し、企業団に加入する竜ヶ崎市、取手町（昭和 45 年市制施行）、牛久町（昭和 61 年市制施行）、藤代町（平成 17 年取手市に併合）、江戸崎町（平成 17 年新利根町・桜川村・東町と合併して稲敷市）、美浦村（江戸崎町、美浦村は、昭和 47 年諸般の事情により構成団体より除かれる。）の住民の飲料水並びに防火及び産業上必要な浄水を円滑に供給するため、上水道を設置し、給水及び維持管理に関する事務を共同して処理するために設立された一部事務組合である。

現在は、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町（平成 24 年 4 月水道事業統合）の 3 市 1 町で構成されている。

昭和 37 年 3 月、水道事業経営の認可を得て、茨城県企業局県南水道事務所から浄水の供給を受ける水道事業計画のもと、翌年から工事に着手した。

当初の計画は、竜ヶ崎市若柴町内に配水場を設けて、竜ヶ崎市、取手町、牛久町、藤代町の 1 市 3 町へ給水を行う若柴配水場水系と、美浦村内に配水場を設けて江戸崎町、美浦村へ給水を行う美浦配水場水系として給水を行うとするものである。

昭和 39 年 9 月に若柴配水場水系を完成させ、同年 10 月 1 日より竜ヶ崎市内に初めての給水が開始された。翌年 9 月には藤代町へ、同年 12 月には、取手町、牛久町へそれぞれ給水を開始した。

昭和 42 年より地方公営企業法の全面適用となり、名称を『茨城県南水道組合』から『茨城県南水道企業団』へと改称し、独立採算を基本とする企業会計の財務方式を採用することとした。

しかし、創設事業に係る地方債の元利償還金は財政を圧迫し、経営状況は悪化したため、茨城県から指導を受け、財政再建計画を立案し、昭和 43 年 1 月の企業団議会にて可決後、経営資金の不足を一時借入金により補い、茨城県より利子の補給を受けることとなり、こうした財政状況は以後 5 年間に及んだ。

その後、取手市内に日本住宅公団や民間による住宅開発会社等の住宅団地が進出すると、県南地区の人口は急激に増加していった。増大する水需要に対応するため、事業内容の見直しを行い、昭和 46 年 6 月に第一次拡張事業の認可を得た。当初の計画であった若柴配水場のみでは、開発された地域への給水が不可能となったため、給水分布を若柴配水場系（竜ヶ崎市、藤代町、取手市の一部）、取手浄水場水系（取手市中心部主体とした）、戸頭配水場水系（戸頭公団住宅団地）、牛久配水場水系（牛久町）美浦配水場水系（江戸崎町、美浦村）の 5 浄配水場水系に分けて事業経営にあたった。

第一次拡張事業は、昭和 52 年 3 月に完成する予定で工事を進めてきたが、構成団体である江戸崎町と美浦村が、社会情勢の変化に伴う諸般の事情により昭和 47 年 10 月 31 日付で脱退したため、昭和 48 年 2 月、給水区域と給水人口等の事業を変更する第一次拡張事業の変更の届出を行い、給水区域を竜ヶ崎市全域、取手市全域（但し小堀地区を除く）、牛久町全域、藤代町全域とした。

昭和48年の石油ショックによる一時的な停滞時期が過ぎると、昭和50年度以降からは、竜ヶ崎市内で宅地開発公団による開発が進められるなど住宅開発が更に増加していった。給水量は日毎に増し、霞ヶ浦を水源とする受水量のみでは供給不足となり、地下水による自己水源の確保量も昭和52年には受水量を大きく上回る状況で、各地区に慢性的な減・断水が続出する深刻な状態が続いた。

そのため、企業団は将来にわたる恒久的な水源を利根川に求め、茨城県に事業計画の推進を要望し、昭和54年、茨城県企業局との間に「県南広域水道用水供給事業の実施に関する協定」を締結した。これにより、茨城県南広域水道用水供給事業利根川給水系統（利根川浄水場）からの浄水の供給を受けることとなった。

しかしながら、昭和57年4月に戸頭配水場にて利根川水系からの受水が開始されるまでの間は、伸び続ける水需要への対処は地下水に頼らざるを得ず、特に昭和53年夏の猛暑は、全域的な減・断水にさらに追いつけをかける状況であった。

こうした状況の中、昭和57年に水需要計画の見直しを行い、第二次拡張事業として、計画給水人口238,120人、計画一日最大給水量95,000 m^3 の認可を得た。

平成24年4月利根町水道事業との統合により、第二次拡張事業変更届出を行い、現在は、計画給水人口261,320人、計画1日最大給水量103,700 m^3 となっている。

財政状況においては、施設の拡張費と茨城県からの浄水単価が改定されたことに伴って費用が増大し、その財源を確保するため、昭和57年度より加入金制度を導入した。

その後、牛久・戸頭配水場の無人化、及び事務の合理化等を図るものの資金不足は顕著となり、昭和61年度より3年間、構成市町より財政援助を受け、特別分賦金の繰り入れをすることとなった。昭和63年4月に茨城県が用水供給料金体系の見直しを実施したことに伴い、平成元年以降、財政状況は好転した。

平成18年度から経営検討委員会を発足させ、給水加入金の変更、量水器使用料の廃止などを実施しながら、徹底したコスト縮減と事務の効率化など財政全般の見直しを行う。

平成26年度より地方公営企業会計制度が大きく改正され、みなし償却制度廃止に伴い補助金等で取得した固定資産につき、その減価償却費相当額を順次収益化する会計処理に変わったことで、財務諸表に影響を与えることとなった。

給水状況においては、給水区域内における普及率が、給水開始以来52年が経過した現在、84.3%（平成29年3月末）と全国平均97.9%（平成28年3月末、厚生労働省調べ）に比べ、まだ低い水準にある。給水区域内人口と年間総給水量は平成24年度をピークに減少が始まり、少子高齢化、節水型機器の普及など社会状況の変化は水需要の減少へと繋がっている。

今後は、水需要の低迷による収入減と水道施設の更新による支出増という厳しい経営状況を迎える中、中長期計画を立て、老朽化した配水施設及び配水管の更新工事を計画的に進め、厚生労働省の新水道ビジョンが掲げる安全・強靱・持続を基本とした事業運営を目指していく。